

特別金利定期貯金 ひだまりの約束



ニューマネー限定

取扱期間

2026年 4月15日(水) ~
2026年 9月30日(水)

お預入れ期間

1年

年 **0.60** %

(税引後 0.478%)

お預入れ期間

3年

年 **1.00** %

(税引後 0.796%)



対象者	個人の組合員の方または組合員家族の方
預入金額	50万円以上 (1円単位、上限なし)
募集総額	10億円
預入方法	一括預入
ご注意事項	<ul style="list-style-type: none">・ご持参いただいた現金または他金融機関からの振込等、新たにお預入いただいた資金のみを対象といたします。・利息には20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。・原則として期限前に中途解約することはできません。・本商品は貯金保険商品により元本1,000万円とその利息まで保護されます。・自動継続後は本商品の取扱いではありません。

詳しくは支店窓口へお気軽にお問合せください。

東部支店・西部支店

TEL : 0765-22-0695

北部支店・中央支店

TEL : 0765-22-0387

J A うおづ

2026年4月1日現在

商品概要説明書

スーパー定期貯金<単利型>

(2026年4月1日現在)

商品名	・JAとお客さまとの温かい信頼関係を築く「ひだまりの約束」
ご利用いただける方	・個人（組合員または組合員家族）
取扱期間	・2026年4月15日（水）～2026年9月30日（水）
期間	・定型方式 1年、3年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱となり、「ひだまりの約束」ではない「スーパー定期貯金<単利型>」としての継続となります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入限度 (4) 預入単位	・一括預入 ・50万円以上 ・1,000万円未満 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・特別金利を満期日まで適用します。 自動継続の場合には、スーパー定期貯金<単利型>の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭のコピーボードか、または窓口にお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×30% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤ 2年以上3年未満 約定利率×70% ただし、②から⑤の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店 (所) または金融部 (電話：0765-24-9917) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所 (電話：03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>富山県弁護士会 (電話：076-421-4811)</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A うおづ

商品概要説明書

大口定期貯金

(2026年4月1日現在)

商品名	・JAとお客さまとの温かい信頼関係を築く「ひだまりの約束」															
ご利用いただける方	・個人（組合員または組合員家族）															
取扱期間	・2026年4月15日（水）～2026年9月30日（水）															
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1年、3年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱となり、「ひだまりの約束」ではない「大口定期貯金」としての継続となります。 															
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位 															
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。															
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特別金利を満期日まで適用します。 自動継続の場合には、原則として大口定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭のコピーボードか、または窓口にお問合せください。 															
手 数 料	—															
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優の取扱いはできません。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。 															
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）次のAおよびBの算式により算出した利率（小数点第4位を切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">A</td> <td style="padding-right: 20px;">6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2年以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">B 約定利率－ $\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預入日数}$</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載（通帳レス口座の場合はJAバンクアプリに表示）の満期日まで新たに預入する</p>	A	6か月未満	解約日における普通貯金利率		6か月以上1年未満	約定利率×30%		1年以上1年6か月未満	約定利率×50%		1年6か月以上2年未満	約定利率×60%		2年以上3年未満	約定利率×70%
A	6か月未満	解約日における普通貯金利率														
	6か月以上1年未満	約定利率×30%														
	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%														
	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%														
	2年以上3年未満	約定利率×70%														

	とした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当 J A 所定の利率とします。
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店 (所) または金融部 (電話：0765-24-9917) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所 (電話：03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>富山県弁護士会 (電話：076-421-4811)</p>
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A うおづ